目

次

報

毎週火・金曜日発行

山口県告示第百七十七号

平成 27 年 機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療 平成二十七年五月二十二日

周南市花畠町四番五号 関南市市で畠町四番五号	山口県知事
() () () () () () () () () ()	村岡
ミニッッッッミニ、月ニニッッッッミニ 日	嗣 政

名指定訪問表 合同会社タカタ 看 護 の所在地の所在地の所在地 名 称 所 所在 地 廃止年月日

: : : 五

兀

波三一五の五〇字部市大字西岐 ナースションフィット 訪問看護ステー 号丁目一二番二八 雷和町三 平成二六、三〇

山口県告示第百七十六号

Щ

П

平成二十七年度狩猟免許試験の実施 (自然保護課)......

狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施 (自然保護課)

大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出 (商政課).....

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (団体指導室).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課).....

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 平成二十七年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正 (政策企画課) ...

号)の一部を次のように改正する。 平成二十七年度地籍調査事業計画に関する告示 (平成二十七年山口県告示第百五十五

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村 畄 嗣 政

= 調査地域中「下松市大字来巻」の下に「及び大字河内」を加える。

山口県告示第百七十八号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成二十七年五月二十二日

山口県知事

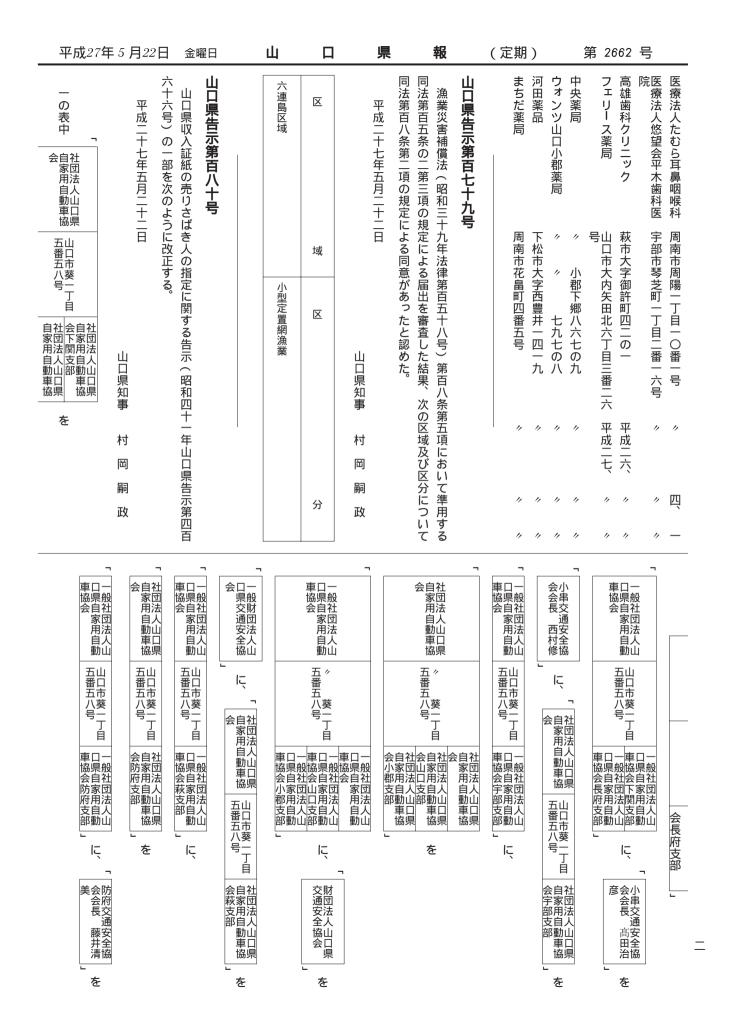
村

畄

嗣

政

とりい脳神経外科クリニッ 友田クリニック 称療 号山口市大内矢田北六丁目三番二五 岩国市今津町一丁目一一番二八号 所 在 地 平成二七、 指 定 年 四 _ ≡ 月 日



ľĆ

平成二七、

ţ "

午 "

九時

時 前

兀 五 日

試験の日時及び場所

五番五八号 山口市葵一丁目

部協会小野田支田銀社団法人山田

ビ

河田一朗 山陽小野田交通

を

山口県立農業大学校 下関市菊川ふれあい会館 下松市地域交流センター

11 "

美祢市民会館

郵送の場合は、

受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、

有

 $\frac{-}{\circ}$ _ Ξ

" //

効とする。

狩猟免許申請書等の提出先

住所地を所管する農林事務所

笹尾新太郎 山陽小野田交通 に改める。

五

提出書類

狩猟免許申請書

(一五八) 平成二十七年度狩猟免許試験の実施

という。) 第四十一条の規定により、平成二十七年度狩猟免許試験を次のとおり実施し 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。 以下「法」

は

を受けている者にあっては、当該許可に係る許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあって

法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

横二・四センチメートルとし、

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号の許可

平成 二十七年五月二十二日

口県知事 村 畄 嗣

Щ

所

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一番 岩国市地方卸売市場 믕

下松市地域交流センター

下関市菊川ふれあい会館

 \equiv

山口県立農業大学校

美祢市民会館

受験資格

する者は、受験できない。 山口県内に住所を有する者であること。 ただし、 法第四十条各号のいずれかに該当

狩猟免許申請書等の提出期限

試 験 の 場 所

山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一番 岩国市地方卸売市場

믕

"

平成二七、 提 <u>二</u>六

限

ţ 七 午後五時

政

六 狩猟免許申請手数料

年月日及び氏名を記入すること。

に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

裏面には、 申請前六月以内

撮影

写真(縦三・〇センチメートル、

紙には、消印をしないこと。 百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証 法第四十九条各号に掲げる者にあっては三千九百円、その他の者にあっては五千二

七 合格者の発表等

合格者の発表日等については、 試験当日通知する。

点の開示を受けようとする受験者は、 試験の得点の開示は、 山口県環境生活部自然保護課において行うので、 合格者の発表日以後、 受験票を提示してその 試験の得

旨を知事に申し出ること。

八 その他

合わせる場合は、 の返信用封筒を同封の上すること。 県環境生活部自然保護課 (電話〇八三-九三三-三〇五〇) にすること。 この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一 往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記 番 郵便で問い ㅡ 号 出

=

午後五時 限

期

四四

 \equiv

五

0

報

(定期)

第 2662 号

五 提出書類

狩猟免許更新申請書

- を受けている者にあっては、 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号の許可 当該許可に係る許可証の写し
- (四) に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影 写真 (縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあって 法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- 狩猟免許更新申請手数料

年月日及び氏名を記入すること。)

と。この収入証紙には、消印をしないこと。 二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼るこ

七 その他

で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛 先明記の返信用封筒を同封の上すること。 山口県環境生活部自然保護課 (電話〇八三-九三三-三〇五〇) にすること。郵便 この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号

(一六〇) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

とおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により、 次の

平成二十七年五月二十二日

山口県知事 村 畄 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 ザ・ダイソー 徳山東インター 店

所在地 周南市大字久米一五〇三の

大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 四九六平方メートル

大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 零平方メートル

平成二十七年五月二平成二十七年五月二 二十二日発行

平成二十六年一月三十一日

発発 行行 人所 山山 県 知県

事庁

(一六一) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 土地

平成二十七年五月二十二日

山口県知事

就任した役員

土地改良区の名称 氏

監理 事事 の 別

理

名 住

所

事 堀田 安正 萩市大字高佐下一四〇九

退任した役員

山口北部土地改良区

=

土地改良区の名称 監理 事事 の 別

氏

名

住

山口北部土地改良区 理

事 椿

淳

萩市大字高佐下一五〇八

所

村 畄

嗣

政

六